

2008年2月17日

報道関係 各位

株式会社香西物産  
代表取締役社長 吉川晴夫

## 弊社取扱い中国加工冷凍サバ製品の回収について

このたび、輸入者神港魚類株式会社（神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号神戸中央卸売市場内）より弊社が仕入れ・販売しております、中国加工の冷凍サバ製品（炙りトロメ鯖スライス）の中に、ジクロロボス及びナレド（農薬）が0.14ppm検出された製品が存在することが、2008年2月15日夕刻判明致しました。

（日本国内においては当該農薬の畜水産物（魚介類）の残留基準値が設定されていないため、一律基準0.01ppmとなっております。）

弊社と致しましては、輸入者である神港魚類株式会社に対し、当該農薬が検出された原因の究明を依頼するとともに、安全確保に万全を期すため、当該製品に加え、同一の工場で製造された製品およびそれらを用いて国内にて弊社が加工した別紙記載全製品（計52品目）の販売中止と自主回収をさせて頂くことと致しました。

尚、現時点において健康被害の報告は受けておりません。

消費者並びに関係者の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけ致すこととなり心よりお詫び申し上げます。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

自主回収の対象となる製品および本件の経緯は別紙の通りです。

### 【ジクロロボスについて】

拡散性が強く、残留しにくいことから家庭用、農薬用ともに広く使われている。家庭では板状の合成樹脂に染み込ませ加熱し、空中に拡散するくん煙剤として、農薬としては液体の状態で直接散布する方法で用いられる。農薬登録は1957年。（2008年2月6日付日経新聞朝刊より抜粋）

東京都によると、ジクロロボスについては、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康に影響を及ぼさないと判断される一日あたりの摂取量は、体重1キログラムにつき3.3マイクログラムと設定されている。ただし、一日許容摂取量を超えた量を一時的に摂取したからといって直ちに健康に影響を及ぼすことはない、とのこと。

### 【お問合せ先】

株式会社香西物産 本社 担当：田尻

〒769-2102

香川県さぬき市鴨庄4374番地44

電話番号：087-894-0890（代）

FAX：087-894-9688（代）

別紙 1

【検査に供出された製品】

製品コード : 132547  
製品名 : 炙りトロ鰯スライス  
内容量 : 20枚  
製造年月日 : 2007年6月5日  
賞味期限 : 2008年12月1日  
原産国 : 主原料原産国 デンマーク  
加工国 中華人民共和国

【その他回収対象製品】

輸入者：神港魚類株式会社、販売者：株式会社香西物産の中国加工の冷凍鰯製品、およびそれらを用いて弊社が国内にて加工した製品全て

製品名	商品コード
鰯フィレ	131517
味付け焼き鰯フィレ S	132168
炙り鰯フィレ	132108
炙りトロ鰯スライス	132547
炙りトロ鰯フィレ	132544, 132545, 132546, 132550, 132557, 132562, 132584
黒酢鰯フィレ	132578, 140505
鰯押し6貫	132559
サバ芯	170819
鰯バッテラ	170103, 170122, 170126, 170132, 170181, 170814, 170815, 170816, 170817, 170818, 170820, 170821
サバフィレ	132521
さば棒寿司	170102
塩焼鰯スライス	131518
しめ鰯スライス	132577, 140571
しめ鰯フィレ	132543, 132570, 132571, 140504, 140526, 140527, 140547, 140561, 140589, 140590, 140592, 170161
トロ鰯スライス	140548
生鰯スキンレス	132533
生鰯フィレ	132579, 132580, 170152, 170153
一口サバ唐揚	90512
鰯バッテラ昆布付	170136 ※弊社が国内加工した製品

【上記回収対象製品の加工工場】

威海金琳水産有限公司第一分公司（威海市経済技術開発区青島南路339）  
威海市宇王水産食品有限公司（威海市漁港路40号）

**本件の経緯**

2月8日(金)

—	「炙トロメ鯖スライス」を商談中の取引先より、サンプルを検査機関に供出するよう要請を受け、検査機関に当該製品を送付した。
---	---

2月15日(金)

18:00	同取引先より、当該供出サンプルより、ジクロロボス及びナレドが0.14ppm検出された旨、連絡が弊社東京営業所宛に入る。
22:47	取引先より、当該検査結果のFAXを、弊社東京営業所にて受領する。

2月16日(土)

午前中	供出サンプルの詳細確認および同一工場からの製品の詳細確認を開始。
13:30	香川県東讃保健福祉事務所へ弊社本社より第一報を連絡。保健福祉事務所への報告内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商談中の取引先から上述検査結果についての連絡を受けたこと。</li> <li>・ 現在、当該製品および同一工場において製造された取扱い製品詳細を調査中であること。</li> <li>・ 今後の対応につき逐一ご相談申し上げること。</li> </ul>
14:30	当該製品の輸入者である神港魚類株式会社に対し本件を通知し、以下を確認。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬が検出された製品は2007年6月5日製造の2,250パックの中の2パックである。</li> <li>・ 当該製品は、威海市宇王水産食品有限公司及び威海金琳水産有限公司第一分公司にて製造された製品である。</li> </ul>
16:50	再度、保健福祉事務所に状況を報告。

2月17日(日)

9:20	弊社全11営業所に対し、管轄保健所に上述と同内容にて第一報を連絡するよう指示。 弊社各営業所に対し、当該製品及び当該製品と同一工場にて製造された全製品につき、出荷停止するよう指示。
11:30	当該製品および同一工場からの製品リストならびに販売先などの情報を以て、今後の対応につき保健福祉事務所に相談を行った。
16:30	当該商品および同一工場からの製品の回収を開始する旨、取引先あての説明書を以て、各営業所から管轄保健所あてに連絡。
16:50	各営業所から、取引先あて当該商品および同一工場からの製品の回収について、説明とお願いを開始。
18:30	取引先あての当該商品および同一工場からの製品の回収についてのお願ひ書をホームページに掲載。